

株式会社公園通り

介護職員初任者研修課程（通学制）学則

(1) 法人の名称、所在地及び連絡先

名称 株式会社公園通り
所在地 〒381-0084 長野市若槻東条 1174-2
連絡先 Tel 026-262-1969

(2) 研修の目的、研修の名称及び研修の方法

研修の目的 介護に携わる者が対人理解や対人援助の基本的な視点と理念を学び、業務を遂行する上で必要な基本姿勢、基本的な知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、介護業務及び家庭介護を行うことができるようにすることを目的とします。

研修の名称 MIRIE介護職員養成講座
研修の方法 通学制

(3) 研修日程

研修日程
(別紙1) 介護職員初任者研修日程参照

(4) 研修カリキュラム

(別表第1) 長野県介護職員初任者研修カリキュラム参照

(5) 研修会場（会場名、所在地等）

会場名（第一会場）パナホーム東海（本社・東北信支店）
所在地 〒381-0034 長野市上高田992-3

会場名（第二会場）ケアヒルズMIRIE若槻
所在地 〒381-0084 長野市若槻東条1174-2

(6) 受講資格、受講手続き等（募集時期、申込方法、本人確認の方法等）

受講資格 受講資格は特に必要ありません。（高校生、シニアの方を歓迎いたします）
受講定員 18名
募集時期 長野県により講座指定通知後募集を開始、研修開始日の1ヶ月前から受け付け
します。但し、受付期間中であっても定員に達した場合はその時点で受付を終了します。

申込方法

- ① 当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。
- ② 当社は申し込み内容を確認後、受講受付通知と受講料の支払いのための書類を受講者宛に送付する。
- ③ 受講者は通知到着後、指定の期日までに受講料を納入する。

本人確認の方法 研修初日に身分の証のできるもの(運転免許証、パスポート、在留カード、保険証、学生証等)を持参してください。当日コピーをとらせていただきます。

(7) 研修費用(受講料、テキスト代等)

- ・受講料 65,000 円
- ・テキスト代 6,000 円
- ・傷害・損害保険料(受講料に含む)
- ・実習費 (受講料に含む)
- ・交通費 研修場所及び実習施設までの各自交通費自己負担

なお、受講申し込み手続き完了後の返金は原則としていたしません。

(8) 使用テキスト名

「介護職員初任者研修テキスト」介護労働安定センター発刊

(9) 実習施設等実習先

実技演習及び施設実習等は次の株式会社公園通りの施設、事業所にて行います。

- ・デイサービスM I R I E 若槻 (長野市若槻東条 1174-2)
- ・訪問介護M I R I E 若槻 (長野市若槻東条 1174-2)

(10) 各科目の講師氏名一覧

(参考 8) 講師一覧参照

(11) 修了評価の取扱い

修了評価

- ・全科目の出席及び「こころとからだのしくみと生活支援技術」の中での、講師による受講生の知識・技術等の習得度の評価も勘案した上での理解度確認修了評価課題(100点満点中70点以上で合格)、実習日誌の提出の成績をもって修了を決定します。
- ・講義の理解度確認修了評価課題の評価の結果、70点未満の場合には補講を行った上で再評価(100点中70点以上で合格)を行います。

修了証書等の交付

修了を認定された者には、当社において、長野県にて規定する修了証明書および修了証

明書（携帯用）を交付します。

(12) 科目免除の取扱いとその手続き方法

次に掲げる対象者は免除科目がありますので、該当される方は同封用紙に記入し申込書に添付してください。

《受講申込時点で介護職員として実務経験者（別に掲げる施設、事業所に1年以上の実務経験がある方）》

(13) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取扱い

欠席の取扱い

- ・やむを得ず欠席する場合は、必ず所定の届出書に理由を明記の上、事務局の承認を受けてください。
- ・当日やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等による届け出と、次回研修出席時に届出書に記入、提出をお願いします。
- ・10分以上遅刻した場合は欠席とします。

補講の実施方法

やむをえない理由により研修の一部を欠席した受講者は以下のいずれかの方法で補講を受けなければならない。

- ① 同時期に実施している他の研修の、同一内容の授業を受講する。
- ② 知事が指定する他の事業所が実施する研修の、同一内容の授業を受講する。
- ③別の日に新たに設定された同一内容の授業を受講する。

補講に係る費用等の取扱い

補講にかかる費用は1時間当たり1,000円、再試験は1回2,000円の受講生負担とします。

(14) その他、研修受講に係る重要事項

受講の取消し

次に該当する者は、受講を取り消す場合があります。

- ・遅刻を繰り返すもの
- ・学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行をさまたげる者
- ・他の受講者の学習を著しく妨げる者
- ・自力で演習内容を行うことができない者

(15) 施行細則

この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は当社がこれを定めます。